

教職課程についてご質問が多いことを下記に追記してゆきます。

不明な点を思いつきで質問に来られるケースが散見されますので、まず下記の手順をお願いしております。

ご自身のご入学年度の教職課程の手引きをご覧いただき、記載がないもの、もしくは記載してあるが理解するに至らないと思われることについてお問合せフォームよりご質問ください。ページ数もご教示いただければ幸いです。

問合せ範囲が多岐に渡り、文章での問い合わせが困難である場合は、学生課へご来訪ください。手引きに記載のないものについては、担当レベルでもお調べするのに時間がかかる場合もございますので、その場で解決しないことがあることをご理解ください。

最初のオリエンテーションで手引きを入手されていると思いますが、手元にない場合は、下記より入手できます。

[https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education/kyou\\_yousei/](https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education/kyou_yousei/)

令和 2 年度の手引きは学生課で保管している分しかございません。[こちら](#)よりご入手ください。

Q：教育学部で開講される教職科目をキャンパスメイトで履修登録しているのですが、聴講届は出さなければなりませんか？

A：教育学部で開講される教職科目は、卒業要件の選択科目として認定されませんので、聴講届の提出は不要です。

Q：教職免許状はどのコース・分野に配属されても取得できますか？

A：以下の4つの免許状については、農学部などのどのコース・分野に配属されても、それぞれに必要な科目を修得すれば取得できます。ただし、カリキュラム上、「高一種・農学」は生物資源生産科学コースもしくはアニマルサイエンス分野に配属の学生が、「高一種・水産」は水産科学分野に配属の学生が、科目を修得しやすくなっています。

- 中学教諭一種免許状・理科（中一種・理科）
- 高等学校一種免許状・理科（高一種・理科）
- 高等学校一種免許状・農業（高一種・農学）
- 高等学校一種免許状・水産（高一種・水産）

Q：「高一種・理科」と「高一種・農学」の免許状を取得したいと考えているのですが、一回の教育実習で理科と農業の両方の単位として認められますか？（実習科目が理科の場合、農業の教育実習の単位としても同時に認められますか？）

A：認められます。

Q：教育実習は公認欠席になりますか？

A：公認欠席になります。ただし、決まった届出の様式がありませんので、各自で授業担当の教員に教育実習で欠席する旨の連絡をして、公認欠席の扱いにしてもらってください。

Q：「大学が独自に設定する科目」について、手引きに記載の「大学独自科目一覧」の中から必要単位数を修得できません。どうすればいいですか？

A：「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の剰余分をここに加えることができます。また、上記剰余分で必要単位数を全て満たせる（中学一種の場合 12 単位、高校一種の場合 4 単位）のであれば、「大学独自科目一覧」の中から 1 科目も修得しないということも可能です。

Q：「中学一種・理科」の免許状を取得したいのですが、「物理学実験」の選択必修科目の中に自分が所属する分野の実験科目がありません。どうすればいいですか？

A：「中学一種・理科」の場合、「物理学実験」、「化学実験」、「生物学実験」、「地学実験」のそれぞれの選択必修科目から単位を取得する必要があります。そのため、ご自身の分野の実験科目がない場合は、授業担当の先生に事情を説明して、他分野の実験科目を修得してください。